

令和6年度

PTA総会資料



鈴鹿市立神戸小学校PTA

令和6年度PTA総会次第

[1]一号議案

令和5年度事業報告（案）承認の件

[2]二号議案

令和5年度決算報告（案）承認の件

[3]三号議案

PTA規約及び会計規定、免除規定(案)承認の件

[4]四号議案

役員改選（案）承認の件

[5]五号議案

令和6年度事業方針及び事業計画（案）承認の件

[6]六号議案

令和6年度事業予算（案）承認の件

[7]参考資料

神戸小学校PTA規約(改正案)

神戸小学校PTA会計規定(改正案)

神戸小学校PTA役員免除規定(改正案)

PTA 等学校関係団体からの寄付等の取り扱いに関する指針（鈴鹿市教育委員会）

[1]一号議案

令和 5 年度事業報告(案)

承認の件

令和5年度 神戸小学校PTA 事業報告

月 日	事業内容	月 日	事業内容
2023年4月6日	始 業 式	25日	安全安心意見交換会
7日	入 学 式	27日	11月度執行部会
8日	4月度執行部会	11月 17日	11月度執行部会
	R4PTA総会(書面)	14日	第3回学校運営協議会(小中合同)
5月 11日	第1回CTL運動	12月 中止	第3回家庭教育学級講座
中止	第1回地区委員会	11日	第4回CTL運動
21日	5月度執行部会	中止	12月度執行部会
22日	第1回学校運営協議会	2024年1月 中止	第3回廃品回収
6月 3日	プール周辺清掃作業	11日	1月度執行部会
16日	6月度執行部会	2月 中止	感謝の集い
21日	第1回家庭教育学級講座		神戸中区運営協議会全大会
7月 11日	第2回CTL運動	7日	第4回学校運営協議会
中止	第1回廃品回収	中止	感謝のハガキ→回覧板へ変更
中止	夏休みパトロール	3月 2日	第2回神戸小お掃除大会
8月 3日	2WAYコミュニケーション	2日	正副部長選出会議
24日	第2回学校運営協議会	中止	第2回地区委員会
	灯りのイベント	6日	第5回学校運営協議会
中止	夏休みパトロール	13日	新旧合同運営委員会
9月 7日	9月度執行部会	19日	卒業式
16日	第1回神戸小お掃除大会		
中頃	運動会前運営委員会		
11日	第3回CTL運動		
10月 5日	運動会準備		
6日	運 動 会		
21日	わくわくニュースポーツ		
中止	バザー		
中止	第二回廃品回収		

一号議案 令和5年度事業報告(案)承認の件

令和5年度 神戸小学校PTA 子育て支援部 活動報告書

日付	事業内容
3月8日	新旧合同運営委員会 参加
4月8日	第一回執行部役員会 参加
4月19日	PTA家庭教育研修会 参加
4月20日	第一回運営委員会 参加
5月1日	子育て支援部ライングループ参加についての案内配布
5月上旬	家庭教育学級部員募集、第一回家庭教育学級講座案内配布
5月21日	第二回執行部役員会 参加
6月16日	第三回執行部役員会 参加
6月21日	第一回家庭教育学級講座 実施 開級式 住宅防火対策講話
6月28日	2wayコミュニケーション講座、第二回家庭教育学級講座 案内配布
7月26日	第四回執行部役員会 参加
8月3日	2wayコミュニケーション講座、第二回家庭教育学級講座 実施
9月7日	第五回執行部役員会 参加
9月20日	第二回運営委員会 参加
9月末	運動会掲示物作成手伝い
10月5日	運動会設営 参加
10月6日	運動会運営 参加
10月25日	安全意見交換会 参加
10月27日	第六回執行部役員会 参加
11月14日	Let's talk すずかの子供 参加
11月16日	第三回家庭教育学級講座案内配布
11月17日	第七回執行部役員会 参加
12月13日	第三回家庭教育学級講座案 インフルエンザ蔓延のため中止
12月	第八回執行部役員会 参加
1月11日	第九回執行部役員会 参加
2月16日	家庭教育学級情報共有シート提出
3月2日	学校役員部長副部長選出会議 参加
3月13日	新旧合同運営委員会 参加
3月19日	卒業式にて花束を渡す

『構成メンバー』

『所見』

副会長 尾崎恵理

部長 後藤亜耶

副部長 洲鎌裕美

部員 佐久間菜穂子

部員 太田直子

部員 杉村奈那

部員 中井香江

部員 岡林麻貴子

部員 櫻井奈緒美

部員 野口正絵

部員 中崎弘子

部員 三田貴弘

部員 坂口有紀

本年は新型コロナウイルスによる規制も解除となり、活動も少しずつ再開ができたと感じます。
 今年は講座を防災を意識した内容でまとめてみました。
 夏休みに「神戸小学校防災体験」として体験型の講座を設けてみました。
 今年発足した子育て支援部として、これから親子で楽しめる講座の開催や、先生、保護者、子供の繋がりがより良いものになるようなお手伝いができる部になるといいなと思っております。
 1年間ありがとうございました。

令和5年度 地域活動委員会 活動報告

月	日	事業内容
中止		第一回地区委員会
5月中旬		登校藩名簿確認
中止		第一回廃品回収
中止		第二回廃品回収
中止		パンダマーク張替え作業
中止		安全安心意見交換会
中止		安全安心ガイドブック作成
中止		第三廃品回収
中止		感謝の集い
1月	24日	(新一年生登校班分けチェック)
中止		

令和5年度 地域活動委員運営組織

地域活動委員		
活動委員長	韓一花	(西部栄)
活動副委員長	上間美奈子	(北部)
活動委員	佐藤淳子	(西部)
活動委員	藤田幸義	(中部)
活動委員	阿部和幸	(南部)
活動委員	富田志帆	(東部)
委員長	小橋真紀	(西部栄)

ブロック長		
	田口育美	(東部)
	加藤満美	(西部)
	水野有理	(西部栄)
	澤野さき	(西部栄)
	松本幸代	(南部)
	長瀬 紗織	(北部)
	赤塚 瞳	(中部)

令和5年度広報部活動記録

2023.3.3	広報部員に連絡先を配布しグループラインを設立
2023.4.12	前年度部長からの引継ぎ(鞆、USB受け渡し)
2023.4.20	PTA運営会議。校長、教頭、顧問(松田先生)に依頼用紙配布
2023. 4. 26	授業参観後に部員顔合わせ、腕章配布 新任先生の写真撮影、授業参観風景撮影
2023.5.17	児童会撮影
2023.6.13	プール掃除の様子を撮影
2023. 6. 30	「プリントパック」1500部印刷注文
2023.7.7	仕分け作業をおこない各市民センターに持参、全生徒に配布
2023.7.19	第2版発行に向けスタジオカケハシ小島様と顔合わせ、掲載内容の打ち合わせ、予算相談(別紙)→メンバーに内容共有(LINE)
2023.7-12	掲載用に撮影した写真をLINEアルバムで共有 (クラブ活動、運動会、遠足、音楽会、児童会など)
2023.12.15	スタジオカケハシ小島様と打ち合わせ→メンバーに内容共有(LINE)
2024.1.19	給食の様子、5年生の参観風景を撮影、腕章回収
2024.2.7	「プリントパック」1500部印刷注文
2024. 2. 13	仕分け作業をおこない各市民センターに持参、全生徒に配布
2024. 3. 13	新広報部長に引継ぎ

メンバー:部長 副 小原よしこ

部長 川北広志

部員 石山裕二、江部悠紀、齋藤美帆、杉浦奈美

新型コロナウイルス感染症が5類となり少しずつ学校行事が増えてきた印象を受けました。子ども達の学校生活の様子を知ってもらう機会になればとの思いではぐくみを作成しました。価格高騰の影響もあり第1版は副会長を中心に「はぐくみ」を作成しコストをおさえ、第2版は外部業者に委託し、今年度は2回/年の発行となりました。

年間計画を活用して日程を調整し、写真撮影はメンバーで分担しておこないました。

後期は感染症拡大のため予定していた行事の日程が変更となり掲載内容を変更することになりましたがメンバー間で意見交換をおこない内容変更にも対応することができました。広報部の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございました。

令和5年度(2023年度) 神戸小学校PTA 体育厚生部 活動報告書

* 以下、令和○年=R○年 略称

日付	事業内容
R5年3月4日	PTA運営委員、運営委員予定者会議(R5年度体育厚生部員間でのLINEグループ作成)
R5年3月8日	新旧部長引継ぎ
R5年4月20日	R5年度PTA総会
R5年4月24日	体育厚生部打ち合わせ 1回目 「顔合わせ及び年間計画・提案事項等」(対面)
R5年5月2日	執行部に「活動計画報告及び提案事項ご検討のお願い」を提出 →5月24日 執行部決裁
R5年5月9日	1学期「神小お掃除大会」のお知らせ 配布(5月24日✕切)
R5年6月3日	1学期「神小お掃除大会」実施 合計135名参加(保護者49名、児童66名、教職員20名)
R5年6月15日	小学校に「PTA体育厚生部事業企画ご検討ご承認のお願い」を提出 →7月3日 教頭先生より口頭回答 1. 体育厚生部 事業活動計画;承認 2. ①スポーツ行事に関する活動について;不採用 ②学校環境向上について;学校で運動場が臨時駐車場となる場合の利用ルール作成
R5年7月3日	2学期「神小お掃除大会」のお知らせ 配布(7月14日✕切)
R5年9月16日	2学期「神小お掃除大会」実施 合計64名参加(保護者19名、児童20名、教職員25名)
R5年9月21日	運動会におけるお願い 配布
R5年10月5日	運動会 前日準備 体育厚生部員・執行部・PTA会員有志の参加
R5年10月6日	運動会 各種スタッフ活動
R5年10月19日	わくわく体験ニュースポーツ打ち合わせ(主催;鈴鹿市スポーツ推進委員会協議会)
R5年10月21日	わくわく体験ニュースポーツ実施 合計14名参加(保護者6名、児童6名、幼児2名)
R6年1月25日	3学期「神小お掃除大会」のお知らせ 配布(2月7日✕切)
R6年3月2日	3学期「神小お掃除大会」実施 合計115名参加(保護者40名、児童55名、教職員20名)
R6年3月13日	新旧部長引継ぎ

『構成メンバー』

部長 森川 知樹
副部長 佃 真美
部員 西下 由佳
部員 加藤 悦子
部員 北山 由衣
部員 後藤 孝浩
部員 黒田 一重

『所見』

- ・PTA会員の皆様には、日ごろPTA活動にご理解ご協力を賜り、有難い限りです。
- ・体育厚生部主催の主要行事を部員初め、参加者が一丸と
なって取り組むことができ、また誰一人怪我なく完遂に
至り良かった。
- ・今年度の運動会は、コロナ感染症の位置付けが変わった
初めての年であり、観覧制限を設けず開催した。
当初は観覧人数の予想ができず、気になる点があったが、
「観覧へのお願い」に皆様が理解頂いていたことを感じ、トラブル
無く終えることができ、感謝申し上げます。

令和5年度 神戸小学校PTA 保健安全部 活動報告書

日付	事業内容
5月15日	朝の交通安全指導 実施
6月15日	朝の交通安全指導 実施
7月17日	朝の交通安全指導 実施
9月15日	朝の交通安全指導 実施
10月16日	朝の交通安全指導 実施
11月15日	朝の交通安全指導 実施
12月15日	朝の交通安全指導 実施
1月15日	朝の交通安全指導 実施
2月15日	朝の交通安全指導 実施
3月15日	朝の交通安全指導 実施
4月15日	朝の交通安全指導 実施

部長	岡島 裕一	部員	金木 弥恵
副部長	太田 和代	部員	流森 サレラ
部員	畠山 陽子	部員	渡辺 さゆり
部員	金 明玉	部員	コボリ レリーアンネ
部員	シャルマ 愛	部員	山本 史恵
部員	中村 圭太	部員	藤枝 恵理子
部員	清水 理恵	部員	松谷 寿徳
部員	小栗 由美	部員	桃井 太郎
部員	小池 有華	部員	松岡 恵理
部員	大前 愛美	部員	天野 かおり
部員	黒木 健二	部員	渡邊 あおい
部員	タケナカ 由桂	部員	前田 令子
部員	郷 商	部員	寺田 富貴
部員	豊田 洋輔	部員	谷口 慎也
部員	東 優子	部員	中谷 さおり
部員	中藤 慎也	部員	古谷 和恵

所見

月に一度の朝の交通安全指導と、4年生を対象とした交通安全教室が主な活動です。
交通安全教室につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の見直し状況を考慮し、本年度も中止し、代案として交通安全教育冊子を配布のうえ、来年度以降のあり方について、検討を行いました。なお、来年度は執行部移管のうえ、実施予定です。
毎月の交通安全指導は、部員の方々の協力により無事活動を行うことができました。一年間ご協力ありがとうございました。
保健安全部は来年度以降「登校安全部」に改称となります。

一号議案 令和5年度事業報告(案)承認の件

令和5年度 神戸小学校PTA 文化部 活動報告書

日付	曜日	活動内容	部長	副部長	部員
3/8	水	新旧部長引継ぎ 所要時間：1.0h	●		
3/22	水	データ引継ぎ（令和4年度の部長と） 所要時間：1.0h	●		
4/20	木	PTA総会			
4/26	水	第1回部会 【授業参観後、図工室】 所要時間：1.0h 内容：部員顔合わせ、アンケートテーマ決定、年間スケジュールの共有	●	●	●
6/21	水	第一印刷さんへご挨拶 所要時間：0.5h 内容：表紙と中身の紙の単価の確認、編集作業の効率化を相談し、見積書を依頼/スケジュール確認	●	●	
6/27	火	文化部顧問・川村先生へご挨拶 所要時間：0.5h 内容：アンケート・表紙絵の記入方法、時期等のご相談	●		
6/28-7/11		“文化部活動について”（保護者用と先生用）作成 所要時間：1.5h	●		
7/12	水	“文化部活動について”（保護者用と先生用）コピー＆配布 所要時間：1.5h	●		
7/12-8/31		“アンケート・挿絵募集のお知らせ（学年別）”作成 所要時間：1.5h			
9/13	水	“アンケート・挿絵募集のお知らせ（学年別）”翻訳依頼 ※顧問の先生より翻訳なしでOKとのお返事、翻訳なし	●		
9/20	水	PTA総会			
9/25	月	“アンケート・挿絵募集のお知らせ”（児童用）コピー＆配布 所要時間：1.5h	●		
9/29	金	“アンケート・挿絵募集のお知らせ”（担任用）とアンケート用紙 コピー＆配布 所要時間：1.0h	●		
10/10	火	アンケート・挿絵 回収	●		
10/20	金	第2回部会 【図工室】 所要時間：1.0h 内容：表紙絵道定、今後の編集工程・分量の確認	●	●	●
11/9	木	第3回部会 【ジェフリー・鈴鹿】 所要時間：3.0h 内容：編集	●	●	●
11月中		クラス表紙の作成、アンケートページの編集、校長への寄稿依頼文書 作成 所要時間：10.0h 校長先生へ寄稿依頼文書作成（会長へはLINEで依頼） 所用時間：0.5h	●		
11/10	金	校長・PTA会長へ寄稿依頼（会長へはLINEで）	●		
11/20	月	校長寄稿 受け取り	●		
11/24	金	第一印刷さん 仮製本依頼（表紙の色見本預かり・検討）	●		
12/2	土	第一印刷さん 仮製本受取り	●		
12/5	月	仮製本の確認依頼（顧問川村先生へ口頭依頼 クラス担任・校長先生）	●		
12/6	火	転入生分の追加アンケート用紙をお渡し	●		
12/15	金	転入生分の追加アンケートを受取り、修正箇所の確認	●		
12/16-19		追加アンケート・修正箇所 編集 所要時間：3.0h	●		
12/20	水	第一印刷さん 仮製本②依頼	●		
12/23	土	第一印刷さん 仮製本②受取り	●		
12/23-1/11		随時 確認・編集 所要時間：5.0h	●		
1/11	木	仮製本② 顧問・川村先生に確認してもらう	●		
1/12	金	第一印刷さん 仮製本③依頼	●		
1/15	月	第一印刷さん 仮製本③受取り、PTA会長に確認依頼	●		
1/19	金	第4回部会 【授業参観後、図工室】 所要時間：1.0h 内容：仮製本③確認（表紙、巻末の文化部あいさつ、ページNoなど）	●	●	●
1/22	月	第一印刷さん 製本依頼	●		
2月中		“「神戸の子」配布のお知らせ”（保護者用と先生用）作成 所要時間：0.5h	●		
3/7	木	第5回部会 所要時間：1.0h “「神戸の子」配布のお知らせ”（保護者用と先生用）コピー＆配布 第一印刷さんより納品・受取り → クラス毎に配布	●	●	●
3/13	水	新旧部長引継ぎ	●		

部長 田中真琴
副部長 井上 直子
部員 内田 歌苗
部員 中島 佳美
部員 河出 奈美

所見

- ・PTA文化部活動として、今までの活動状況やみなさんの家庭の状況を鑑み、改善できることはないか文化部内で意見交換し、顧問の先生に相談して進めました。
- ・学校と文化部双方が負担とならない方法、かつ予算内で収まるよう、印刷屋さんにもご相談し進めました。
- ・部長のみで作業が完了するものと、部員全員で行うことを精査し、活動しました。
- ・終盤、スケジュールがタイトになってくる中で、全員のスケジュールを調整するのが難しかったです。

[2]二号議案

令和 5 年度決算報告(案)

承認の件

1.収入の部

(単位：円)

科 目	5年度予算額	5年度決算額	過不足	摘 要
会費収入	1,304,800	1,404,800	▲ 100,000	
助成金（鈴鹿市・国より）	0	0	0	
廃品回収収入	10,000	6,040	3,960	
協賛金収入	0	0	0	
負担金収入	2,500	2,500	0	幼稚園よりメールシステム負担金
バザー収入	0	0	0	
特別会計からの繰入金	0	0	0	
雑収入	10	14	▲ 4	利息
合 計（1）	1,317,310	1,413,354	▲ 96,044	

2.支出の部

科 目	5年度予算額	5年度決算額	過不足	摘 要
事業費	<u>689,000</u>	<u>623,842</u>	<u>65,158</u>	
体育厚生部費	(20,000)	(40,190)	(▲ 20,190)	お掃除大会飲料代等、わくわくニューススポーツ参加賞
保健安全部費	(15,000)	(15,730)	(▲ 730)	
子育て支援部費	(60,000)	(46,340)	(13,660)	2WAYコミュニケーション、卒業式花束準備等
広報部費	(190,000)	(165,260)	(24,740)	「はぐくみ」発行費
文化部費	(300,000)	(280,018)	(19,982)	文集作成費等
年間教育行事費	(44,000)	(44,000)	(0)	年間行事費等
感謝の集い運営費	(10,000)	(0)	(10,000)	
地域関係事業費	(40,000)	(20,440)	(19,560)	子まもバトボ郵送料
運営委員会費	(5,000)	(0)	(5,000)	
対外事業費	(2,500)	(0)	(2,500)	
会議費	(2,500)	(11,864)	(▲ 9,364)	ジェフリーすずか使用料等
ボランティア保険	(0)	(0)	(0)	
学校援助費	<u>256,000</u>	<u>226,808</u>	<u>29,192</u>	※1
学校環境整備費	(3,000)	(3,810)	(▲ 810)	うさぎの餌、福祉委員会苗
情操教育費	(0)	(0)	(0)	
学校行事援助費	(253,000)	(222,998)	(30,002)	入学写真、卒業祝品等、¥1利息雑収入
プール運営費	(0)	(0)	(0)	
負担金	<u>125,000</u>	<u>106,820</u>	<u>18,180</u>	市P連会費、振込手数料
総務費	<u>189,220</u>	<u>190,410</u>	<u>▲ 1,190</u>	
通信費	(55,000)	(55,938)	(▲ 938)	メール配信システム維持管理関係費
書記費	(10,000)	(8,994)	(1,006)	事務用品等
慶弔費	(10,000)	(0)	(10,000)	
傷害保険	(79,220)	(84,940)	(▲ 5,720)	P T A安全互助会保険(@170×会員499名)
印刷費	(15,000)	(10,012)	(4,988)	コピー代、マスター、インク代
備品購入費	(10,000)	0	10,000	
消耗品費	(10,000)	(30,526)	(▲ 20,526)	印刷用紙等
行事積立金	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>0</u>	
予備費	<u>8,090</u>	<u>0</u>	<u>8,090</u>	
合 計（2）	<u>1,317,310</u>	<u>1,197,880</u>	<u>119,430</u>	
収支差額（1）－（2）	0	215,474		

※1 学校環境整備費
学校行事援助費

うさぎ
新入生記念品
卒業祝記念品 卒業証書丸筒

3. 特別会計明細書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

（単位：円）

項 目	金 額
前年度繰越金	2,568,486
利息	11
合 計	2,568,497

4. 繰越剰余金処分案

本年度一般会計剰余金 215,474 円

を次のように処分する。

全額、特別会計に組み入れる。

以上、令和5年度会計報告をいたします。

次年度繰越金は、 2,783,971 円です。

令和6年3月31日

鈴鹿市立神戸小学校PTA

会長 金丸 直司

会計 岡田 舞

中島 さゆり

5. 財産 （令和6年3月31日現在）

普通預金

鈴鹿農業協同組合	特別会計 / 剰余金	2,568,497 円
鈴鹿農業協同組合	特別会計 / 積立金	50,000 円
鈴鹿農業協同組合	一般会計	215,474 円

普通預金合計 2,833,971 円

6. 監査報告書

令和5年度事業報告並びに、決算報告の原本及び諸帳簿を監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

令和6年3月31日

監 事 （会計監査）

田浦 やよい

監 事 （会計監査）

徳永 千絵子

[3]三号議案

PTA 規約及び会計規定、免除規定(案)

承認の件

PTA規約 新旧対照表

以下のとおり、PTA規約の改訂を提案する。

新（改訂後）	旧（現行）
第1条 本会は、 <u>鈴鹿市立神戸小学校児童の保護者と教職員の会（略称、神戸小学校PTA）</u> とし、事務局を学校に置く。	第1条 本会は、 <u>鈴鹿市神戸小学校父母と先生の会（略称神戸小PTA）</u> と称し、事務局を学校に置く。
第5条 <u>（6）組織改編委員 1名（令和6年度のみ）</u>	（新設）
第6条 <u>（6）組織改編委員は、組織のスリム化と適正化等の事務を行う。</u>	（新設）
第9条 本会に次の委員（部員）を置く <u>（1）地域活動委員・登校安全部員・子育て支援部員</u>	第9条 本会に次の <u>委員</u> を置く <u>（1）地域活動委員・保健安全部員・子育て支援部</u>
第11条 （7）会の成立 <u>会員の出席をもって成立し、その過半数の同意により可決する。必要に応じて書面議決（オンライン含む）を行うことができる。</u>	第11条 （7）会の成立 <u>出席会員</u> をもって成立し、その過半数の同意 <u>をもって可決する。</u>
第11条 （8）会議方法及び議決方法 <u>会議は対面やオンライン等で行うことができる。</u>	（新設）
第12条 本会は、事業遂行のため次の委員会・部会を置く。 <u>（3）専門部会 ①体育厚生部 ②文化部 ③広報部 ④登校安全部</u>	第12条 本会は、事業遂行のため次の委員会・部会を置く。 <u>（3）専門部会 ①体育厚生部 ②文化部 ③広報部 ④保健安全部</u>
第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。 <u>（1）PTA会費は学期ごとに、下記のように定める。</u>	第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。 <u>（1）PTA会費は各学期ごとに、下記のように定める。</u>

PTA会計規定 新旧対照表

以下のとおり、PTA会計規定の改訂を提案する。

新（改訂後）	旧（現行）
（予算の調製及び執行） 第8条 会計は年度予算を調製し、総会に提出してその議決を受けなければならない。 <u>4.当初予算以外の支出については、以下の条件に基づき執行することができる。</u> <u>(1)5万円以内の支出は、会長の承認で支出することができる。</u> <u>(2)5万円以上10万円以内の支出は、執行部の過半数の承認で支出することができる。</u> <u>(3)10万円以上20万円以内の支出は、運営委員会の過半数の承認で支出することができる。</u> <u>(3)20万円を超える支出は、運営委員会の2/3以上又は総会の承認で支出することができる。</u>	（予算の調製及び執行） 第8条 会計は年度予算を調製し、総会に提出してその議決を受けなければならない。 （新設）

PTA役員免除規定 新旧対照表

以下のとおり、PTA役員免除規定の改訂を提案する。

新（改訂後）	旧（現行）
①『執行部』会長、副会長2名(次年度会長予定者・子育て支援部長兼務)、書記、会計、地域活動委員長、 <u>組織改編委員</u>	①『執行部』会長、副会長2名(次年度会長予定者・子育て支援部長兼務)、書記、会計、地域活動委員長
③ブロック長(地区選出、2年目は地域活動委員)については、ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合、 <u>登校安全部長</u> (地区選出)。上記③の役職については、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り <u>地区役員</u> を免除する。	③ブロック長(地区選出、2年目は地域活動委員)については、ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合、 <u>保健安全部長</u> (地区選出)。上記③の役職については、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り <u>学校役員</u> を免除する。
⑤ <u>登校安全部</u> 副部長、 <u>登校安全部</u> 員	⑤ <u>保健安全部</u> 副部長、 <u>保健安全部</u> 員

[4]四号議案

役員改選(案)承認の件

所属	ブロック名	役職	町名	委員名	
執行部		会長		上谷 鉄木真	
		副会長(次期会長)		河尻 純平	
		副会長(子育て支援部担当)		後藤 亜耶	
		書記		服部 綾子	
				武田 由紀	
	(学校)		姫野 昭彦		
		会計		真弓 礼奈	
				神原 沙季	
(学校)	黒田 有紀				
	組織改編委員		岡本 しおり		
監事・顧問	監事		岡田 舞		
			中島 さゆり		
			金丸 直司		
		(学校)	津田 由美子		
地区役員	東部	地域活動委員長(執行部)	東矢田部	田口 育美	
		ブロック長	矢橋	田村 由紀子	
		委員	東町	坂倉 幸	
				野村 さおり	
				田中 雄介	
				萩原 真貴	
				吉田 和幸	
				矢橋	横原 真一
			矢橋	安田 恵美	
			東矢田部	富田 志帆	
		矢田部本町	小栗 由美		
		西部	地域活動委員	西條町	加藤 満美
			ブロック長		津田 祐輔
			委員		加藤 陽代
	明石 智紀				
	井本 香織				
		北川 あすか			
	西部栄	地域活動委員(副委員長・登校班担当)	西部栄	澤野 早希	
		地域活動委員		水野 有理	
		ブロック長		田村 恵	
				神谷 千裕	
				坂倉 奈央	
		委員		岡田 千裕	
				長岡 多恵子	
				森 真奈美	
				加藤 敦子	
				櫻井 紘加	
	南部	地域活動委員(書記)	飯野寺家	松本 幸代	
		ブロック長	本多町	樋口 可依	
		委員		出口 加奈子	
				塚本 真美	
				河野 美香	
			飯野寺家	澤田 真由子	
		南矢田部	小島 翔子		
	北部	地域活動委員	神戸	長瀬 紗織	
		ブロック長	須賀	伊藤 美保	
		委員	神戸	太田 くみ子	
			神戸	山中 良子	
	中部	地域活動委員	鍛冶町	赤塚 瞳	
ブロック長		十日市場町3班	岡 一視		
委員		北十日市	浦田 真弓		
		南十日市	田仲 朋		
子育て支援部		顧問(学校)		村林 小夜	
	東部	執行部副会長(執行部・子育て支援担当)		後藤 亜耶	
	西部栄	部長		大西 優衣	

所属	ブロック名	役職	町名	委員名			
登校安全部		顧問（学校）		加藤 由里恵			
	東部	部員	東町	鈴山 亜弥美 金 明玉			
			矢橋	河北 操			
			東矢田部	久保田 香子			
			矢田部本町	田川 久美子			
			西部	西條町	生川 菜津子 野田 利江 杉村 奈那		
	西部栄町				古座谷 ハウ 小林 千絵 若林 泰加 池上 あいの 米山 翔子 高橋 健 谷口 直也 森川 美保 山本 りえこ クワモトアドリアナ 渡辺 アンデルソンケイ 鈴木 美穂 藤井 秀樹 小川 初子		
					部長		
			部員				
			副部長				
			南部	部員	地子町	山下 洋子 高野 ちゆき	
					本多町	中村 絵美子 南郷 友里 松下 卓生	
						飯野寺家	武智 ゆかり
						南矢田部	伊藤 礼子 後藤 享子
					神戸	大西 千晴 都築 千寿子 戸田 朝美	
						北十日市	長谷川 裕子
						鍛冶町	佃 真実
					北部		
				松田 みなみ			
				江口 由美子 山中 詩織 寺田 富貴 三嶋 朋枝			
	中部				井高 佑菜 谷口 真也 玉置 優理 本相 さくら 藪田 晶 尾崎 明菜 松原 紗也加 大高 暁子		
	広報部		顧問（学校）		小口 千恵子		
			部長		関根 直子		
			副部長		松田 みなみ		
			部員		江口 由美子 山中 詩織 寺田 富貴 三嶋 朋枝		
	体育厚生部		顧問（学校）		井高 佑菜		
			部長		谷口 真也		
			副部長		玉置 優理		
		部員		本相 さくら 藪田 晶 尾崎 明菜 松原 紗也加 大高 暁子			
	文化部		顧問（学校）		余語 花美		
			部長		天命 拓磨		
			副部長		杉谷 優里奈		
部員			大橋 宏雄 中井 祐介 清水 理恵 島村 晴香				
特別支援学級		代表		岡田 千裕			
		副代表		宮崎 真実			

学校地区担当者

地区	氏名
東町A	加藤 由里恵
東町B	山下 嘉大
矢橋	宮崎 裕子
東矢田部	黒田 有紀
矢田部本町・南矢田部	小口 千恵子
北萱町・南萱町・常盤町	前田 直子
北矢田部・中矢田部・十日市場町2・南十宮	井高 佑菜
南十日市町・北十日市町・北新町・南新町	永井 朱音
十日市場1・十日市場町3・鍛冶町・石橋町・竪町	山本 朱莉
本多町1班	浅川 美佐
本多町2班	丹羽 俊介
本多町3班	間崎 初美
地子町・本多町4班	前田 照美
飯野寺家	市川 美貴
西條町A1・2班	山本 晴美
西條町A3班・西条栄文化会館西	村林 小夜
西條町B・西町	森田 真帆
西条栄三角公園	打田 紗楽
西条栄二号公園・西条栄ボレスター	久松 雄大
西条栄愛宕神社・西条栄ビッグレジデンス	山本 雄大
西条栄ちびっこ公園	杉田 華奈
西条栄保育所東	余語 花美
西条栄エスポア・西条栄シキボウ西	吉川 恵
校区外	中山 幸子

[5]五号議案

令和6年度事業方針及び事業計画(案)

承認の件

事業方針

1 会長所信

PTAの約束

- 1.どのような意見も、否定しない
- 2.みなさんの意見を大切にする
- 3.全ての情報を公開する
- 4.保護者の意見を学校や教育委員会に伝え、学校側の意見も取り入れる
- 5.全てのPTA活動は、子供達のために行う

これら5つのことを意識し、PTA活動が効率よく無理の無い範囲で行えるよう取り組んでいきたいと考えています。その第一歩として、PTAに関係する全ての人たちの負担が軽減できるよう、今年度はスリム化に向け検討を行い、来年度に実施できるよう取り組んでいく予定です。子供達が健康で幸福な生活を送れるよう、少しでも貢献できればいいなと思っています。また、多方面の方を講師にお迎えし、子供だけでなく関係する全ての人に少しでも刺激を受けていただけるような事業を検討していきます。

2 委員会・部会事業方針

【地域活動委員会】

児童が地域社会の中で多様な人々と交流し、様々な生活体験や社会体験、自然体験などの活動を行う。また他の委員会や部会、学年等とタイアップし、会員相互の人間関係を深め、更には家庭や学校、地域の連帯感を深める活動を行う。

【子育て支援部】

児童を健全に育てるため、家庭や学校、地域社会それぞれの有している教育機能を使った講話(心理、健康等)や給食試食会等の食育講座を開催し、保護者も学習することで子供との会話を弾ませる。

【体育厚生部】

児童及び会員を対象とした神戸小学校親子レクリエーションの開催や、その他スポーツ行事に関する活動を行う。また、学校環境向上につながる活動を行う。

【文化部】

児童文集の作成や図書管理などの文化に関する活動を行う。

【広報部】

「はぐぐみ」の発行等を通じ、PTA事業や学校生活などの広報活動を行う。

【登校安全部】

児童及び会員の健康管理や、児童の登下校時における安全確認と指導、また地域での児童の安全に関する活動を行う。

【ブロック長】

各ブロックにある問題を運営委員会へ上程する。安全安心意見交換会の開催他、各事業への協力、および出席の要請を行う。

【地区委員】

各地区における問題をブロック長に報告し、通学班の取りまとめや連絡に協力し、各事業開催にあたって参加並びに参加要請を行う。

[6]六号議案

令和 6 年度事業予算（案）

承認の件

収入の部

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度		摘 要
	決算①	予算②	前年度比(②-①)	
会費収入	1,404,800	1,355,200	-49,600	@2,800円/年×484人(一般会員・教師) (1学期1,000/2学期1,000/3学期800)
負担金収入	2,500	2,500	0	幼稚園よりメールシステム負担金
雑収入	14	10	-4	利息
合 計 (1)	1,407,314	1,357,710	-49,604	

支出の部

(単位：円)

科 目		令和5年度	令和6年度		摘 要
		決算①	予算②	前年度比(②-①)	
事業費	体育厚生部費	40,190	45,000	4,810	お掃除大会飲料, 草刈燃料, 替え刃, スコップ, ごみ袋, トング
	登校安全部費	15,730	10,000	-5,730	日本交通安全協会冊子, 手数料770
	子育て支援部費	46,340	30,000	-16,340	お茶, スタンプ, 運動会展示物
	広報部費	165,260	150,000	-15,260	「はぐくみ」印刷委託
	文化部費	280,018	50,000	-230,018	文集作成費, 印刷委託料, コピー代
	地域関係事業費	20,440	40,000	19,560	パトポ, コマモ, 会議室使用料
	会議費	11,864	15,000	3,136	会議室, 弁当, お茶
	講師等旅費		15,000	15,000	講座運営費, 講師交通費
	図書充実費		200,000	200,000	学校図書館の蔵書を充実させるための書籍購入費
	小計	579,842	555,000	-24,842	
学校援助費	学校行事援助費	222,998	200,000	-22,998	入学祝写真, 入学式・卒業式飾花, 卒業祝品, 運動会テント張杭
	小計	222,998	200,000	-22,998	
負担金	負担金	106,820	125,000	18,180	市P連会費, 振込手数料
	小計	106,820	125,000	18,180	
総務費	通信費	55,938	55,000	-938	メール配信システム維持管理関係費
	書記費	8,994	10,000	1,006	事務用品等
	傷害保険	84,940	82,280	-2,660	P T A 安全互助会保険 (@170×会員数)
	印刷費	10,012	15,000	4,988	コピー代, 印刷機用ロールマスター, インク
	消耗品費	30,526	35,000	4,474	コピー用紙, インク, 運搬ガソリン, テブラ電池, 会計ファイル
	小計	190,410	197,280	6,870	
積立金	行事積立金	50,000	50,000	0	80周年行事用基金
	小計	50,000	50,000	0	
予備費	予備費	0	230,430	230,430	
	小計	0	230,430	230,430	
合 計 (2)		1,150,070	1,357,710	207,640	
収支差額(1)-(2)			0		

[7]参考資料

神戸小学校 PTA 規約(改正案)

神戸小学校 PTA 会計規定(改正案)

神戸小学校 PTA 役員免除規定(改正案)

PTA 等学校関係団体からの寄付等の

取り扱いに関する指針（鈴鹿市教育委員会）

神戸小学校PTA規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鈴鹿市立神戸小学校児童の保護者と教職員の会（略称、神戸小学校PTA）とし、事務局を学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の幸せと健全育成をめざすとともに会員の教養の向上を図る。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)学校教育への理解を深める活動
- (2)家庭教育の理解につとめ、その教育力を高める活動
- (3)校外における環境の浄化につとめ、その教育力を高める活動
- (4)PTA活動を通して、会員の資質を高めるとともに相互の親睦を図る活動
- (5)会員意識を高める広報活動

(会員)

第4条 本会の会員は、鈴鹿市立神戸小学校在学児童の保護者と教職員とする。但し、同一世帯を一会員とする。（第8条に定める顧問はこの限りではない）

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長1名
- (2)副会長(次年度会長予定者・子育て支援部担当)2名
- (3)書記3名（P2名，T1名）
- (4)会計3名（P2名，T1名）
- (5)地域活動委員長1名
- (6)組織改編委員1名（令和6年度のみ）

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し、すべての事業の統括責任を持つ。
- (2)副会長は、会長事故ある時はその代行をする。また副会長(子育て支援部担当)は、子育て支援部の運営を行う。
- (3)書記は、会務を処理し、会の記録をとる。
- (4)会計は、本会計と特別会計の事務を行う。
- (5)地域活動委員長は、継続または単年度で行われる特別な事業及び活動の企画並びに運営にあたる。

(6)組織改編委員は、組織のスリム化と適正化等の事務を行う。

(役員の選出)

第7条 本会役員の選出は、次により行う。

(1)会長・副会長・書記・会計・地域活動委員長は、役員推薦委員会において推薦され、運営委員会で審議をし、総会の承認をえる。

(2)地域活動委員長の候補者は、原則として前年度のブロック長の中より選出される。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。但し、学校長・前年度会長とする。

(委員)

第9条 本会に次の委員（部員）を置く。

(1)地域活動委員・登校安全部員・子育て支援部員

各ブロック会員の全体に占める割合で、各ブロックに按分する。その会員割合は特別な変動のある場合を除いて前年4月のPTA会員数によるものとする。

(2)体育厚生部員・文化部員・広報部員

各クラスから1名程度互選にて選出する。但し適当と思われる人数を会員中より募集することができる。

(3)運営委員

①役員

②専門部代表委員 各専門部長が担う。

③ブロック長 各地区から互選による選出者。

④地域活動委員 各ブロックの中で互選による代表各1名(西部栄ブロックは2名)。

⑤顧問

⑥監事

(4)役員推薦委員 会長が会員中より若干名を委嘱する。

(役員・委員の任期)

第10条 本会役員・委員の任期は、次のとおりとする。

(1)任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(2)欠員の生じた場合は、第7条ならびに第9条より選出する。但し、運営上著しい支障がない時は、この限りではない。また、任期は前任者の残任期間とする。

(3)委員の選出にあたっては、重複しないように考慮する。

(会議)

第11条 本会の目的達成のため、次の会議を開く。

(1)総会

最高議決機関で、当該年度の役員・予算・事業ならびに前年度の決算・事業報告その他規約変更等、重要事項の審議承認を行う。

(2)臨時総会

会長が必要と認めた時、または運営委員会において出席委員の3分の2以上の要求がある時会長がこれを招集する。

(3)役員会

役員をもって構成し、運営委員会に提出する議題について討議し、意見の調整を行う。

(4)運営委員会

運営委員をもって構成し、提出された議題を審議するために会議を行う。また、運営委員会は総会に次ぐ、議決機関とする。

(5)委員会・部会

役員及び委員・部員をもって構成し、目的のため意見の調整を行う。

(6)役員推薦委員会

会長が会員より若干名を委嘱し、次年度役員の推薦にあたる。また任務達成後は自動的に解任される。

(7)会の成立

会員の出席をもって成立し、その過半数の同意により可決する。必要に応じて書面議決（オンライン含む）を行うことができる。

(8)会議方法

会議は対面やオンライン等で行うことができる。

(委員会・部会)

第12条 本会は、事業遂行のため次の委員会・部会を置く。

(1)地区委員会

(2)学級委員会

(3)専門部会 ①体育厚生部 ②文化部 ③広報部 ④登校安全部

(4)子育て支援部

(5)地域活動委員会

(会計)

第13条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

(1)会費は年額 2,800 円とする。

(2)当年度の会計決算において余剰金が発生した場合には、次年度予算への繰越または特別会計への繰入とする。

(3)本会の会計処理は別に定める会計規定による。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(1)PTA会費は各学期ごとに、下記のように定める。

1学期 1,000円

2学期 1,000円

3学期 800円

(2)各学期の区切りは「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」に基づき、下記のように定める。

1学期 4月1日～ 7月31日

2学期 8月1日～12月31日

3学期 1月1日～ 3月31日

(3)各学期において、対象となる児童が下記の日にちの時点で在籍した場合に、その学期分の会費を支払うものとする。

1学期 5月31日

2学期 10月15日

3学期 2月15日

(監 事)

第15条 本会の事業及び会計の監査は、次により行う。

(1)本会の事業及び会計を監査するため監事2名を置く。

(2)監事は、推薦委員会において候補者を推薦し、運営委員会の審議と総会の承認を得て選出する。

(3)事業及び会計については、毎年度末に監査を行い、総会で報告する。

(4)必要に応じて会議に出席し、会長に意見を述べることができる。

(5)監事の任期は一年とする。

(規約の改廃)

第16条 規約変更の必要が生じた時は、役員会・運営委員会で協議し、総会に提出する。

第17条 本規約は、昭和58年4月28日より施行する。

(1)昭和60年4月26日一部改正

(2)平成 3年4月26日一部改正

(3)平成10年4月24日一部改正

(4)平成17年4月22日一部改正

(5)平成18年4月20日一部改正

(6)平成21年4月20日一部改正

(7)平成24年4月27日一部改正

(8)平成26年4月24日一部改正

(9)平成27年4月23日一部改正

(10)平成30年4月21日一部改正

(11)令和3年4月30日一部改正

(12)令和 4 年 4 月 30 日一部改正

(13)令和 5 年 5 月 2 日一部改正

(14)令和 6 年○月○日一部改正

神戸小学校 PTA 会計規定

(目的)

第 1 条 鈴鹿市立神戸小学校 PTA 規約に基づき、鈴鹿市立神戸小学校 PTA(以下、本会)の会計に関し適正かつ迅速に処理する事を目的とし本規定を設ける。

(収支命令権者等)

第 2 条 本会会計の収支命令権者は、会長とする。

(会計担当者)

第 3 条 本会の会計事務処理は本会規約第 6 条に定める会計が担当し、次の事務を行う。

- (1) 現金の出納及び保管管理
- (2) 現金及び財産の記録管理
- (3) 決算の調製

(会計区分)

第 3 条 本会の会計区分は、以下のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計

(特別会計)

第 5 条 特別会計は原則として次の事項について、一般会計に繰入れて使用することができる。

- (1) 学校環境の向上に関する事項
- (2) 児童の健全育成に関する事項
- (3) 周年等の特別事業
- (4) 年度会計における欠損補填

(現金の保管)

第 6 条 本会の第 4 条に定める会計に関する収入支出は、金融機関への預貯金によって管理する。預貯金は、会長又は会計担当者名義とする。

(予算及び決算期間)

第 7 条 予算及び決算期間は、本会規約第 14 条に定める期間とする。

(予算の調製及び執行)

第 8 条 会計は年度予算を調製し、総会に提出してその議決を受けなければならない。

2.会長は総会で議決された予算に基づき、計画的効率的にこれを執行しなければならない。

3.事業年度開始から総会までの期間における収入及び支出は、暫定的に前年度予算に準じて執行することができる。この間の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす事ができる。

4.当初予算以外の支出については、以下の条件に基づき執行することができる。

(1) 5 万円以内の支出は、会長の承認で支出することができる。

(2) 5 万円以上 10 万円以内の支出は、執行部の過半数の承認で支出することができる。

(3) 10 万円以上 20 万円以内の支出は、運営委員会の過半数の承認で支出することができる。

(3) 20 万円を超える支出は、運営委員会の 2/3 以上又は総会の承認で支出することができる。

(決算)

第 9 条 会計担当者は、会計年度決算を調製し、会計に提出しなければならない。

2.会長は会計年度終了後速やかに、決算及び帳簿書類等を監事に提出しなければならない。

3.監事は前項の書類等を受領した後速やかに、監査報告書を会長に提出しなければならない。

4.会長は、本条 2 項の書類に監査報告書を添えて総会に提出し、その承認を求めることを要する。

(余剰金)

第 10 条 当年度決算において、余剰金が発生した場合には、その金員を一般会計及び特別会計に組み入れることができる。

(委員会・部会)

第 11 条 委員会・部会は成立した予算に関して適切な執行に努め、次の事務を行う。

(1) 現金の授受管理

(2) 収入及び支出の管理

(3) その他委員会・部会における金銭に関する管理

(証拠書類の保存期間)

第 12 条 帳簿その他の証拠書類の保存期間は、5 年とする。

(附則)

第 13 条 この規定は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(1) 令和 6 年〇月〇日一部改正

P T A 役員 免除規定

- ① 『執行部』会長、副会長2名(次年度会長予定者・子育て支援部長兼務)、書記、会計、地域活動委員長、組織改編委員
上記①の役職については、子ども全員分、学校役員および地区役員を免除する。
- ② 鈴鹿市 P T A 連合会出向者(3年毎に1名選出、神戸中学校区持ち回り)、専門部(学校) 体育厚生部長、文化部長、広報部長。
上記②の役職については、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ③ ブロック長(地区選出、2年目は地域活動委員)については、ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合、登校安全部長(地区選出)。
上記③の役職については、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ④ 体育厚生副部長、文化部副部長、広報部副部長、体育厚生部、文化部、広報部の各専門部員。
上記④の役職については、子ども1人分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ⑤ 保健安全部副部長、保健安全部員、子育て支援部副部長、子育て支援部員、地区委員。
上記⑤の役職については、その年度に限り学校役員を免除する。
- ⑥ 学年代表、同副代表経験者は、以後学級委員に再選されることがあっても学年代表及び同副代表の再選は免除される。
- ⑦ 保健安全部長及び副部長、また子育て支援部副部長の選出にあたっては、執行部、各専門部長・同副部長、及びブロック長(2年目地域活動委員)、副ブロック長の経験者については、保健安全部長及び副部長、また子育て支援部副部長の再選は免除される。
- ⑧ 全ての役職において免除規定に該当していても、本人の意思による立候補がある場合は、妨げないものとする。
- ⑨ 任期中、諸事情により退任した場合、その期間に関わらず免除規定は適用しないものとする。
- ⑩ 諸事情により職務を遂行できない場合、その期間に関わらず免除規定は適用しないものとする。

選出区分	役 職	子ども全員分の学校 役員を免除	子ども1人分の学校 役員を免除	その年度に限り学校 役員を免除	子ども全員分の地区 役員を免除	その年度に限り地区 役員を免除
学 校	会長	○			○(H23以降)	
	副会長(次年度会長予定者)	○			○(H23以降)	
	副会長(子育て支援部担当)	○			○(H23以降)	
	書記	○			○(H23以降)	
	会計	○			○(H23以降)	
	地域活動委員長	○			○(H23以降)	
	組織改編委員(R6年度限定)	○			○(R6年以降)	
	体育厚生部長	○				○
	体育厚生部副部長		○			○
	文化部長	○				○
	文化部副部長		○			○
	広報部長	○				○
	広報部副部長		○			○
	子育て支援部長(次年度副会長)		○			○
	各専門部員(体育厚生・文化・広報部)		○			○
	学級代表(特別支援学級代表・副代表)	○				○
	鈴鹿市 P T A 連合会出向※1	○				○
地 区	登校安全部長	○		○		
	登校安全部副部長			○		
	登校安全部員			○		
	子育て支援部副部長			○		
	子育て支援部員			○		
	地区委員			○		
	ブロック長(2年目は地域活動委員)*ブロック長 と地域活動委員を2年続けてした場合	○		○		

その他、特別な事情により上記に該当しない場合、運営委員会の承認を得て決定することができる。

なお、今後、児童数の減少等により P T A 役員の選出が困難になった場合は、この免除規定を見直す場合もある。

※本免除規定は、平成16年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成16年4月23日より施行する。

※本免除規定は、平成19年4月21日より施行する。

※本免除規定は、平成21年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成22年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成23年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成24年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成27年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成30年4月21日より施行する。

※本免除規定は、令和 3年4月30日より施行する。

※本免除規定は、令和 6年〇月〇日より施行する。

P T A等学校関係団体からの寄附等の取扱いに関する指針

平成29年5月15日：現在
教育委員会事務局 学校教育課

1 目的

この指針は、P T A等の学校関係団体等からの寄附等の取扱いに関する一般方針を定めることにより、学校等の管理運営にかかる経費の適正を図ることを目的とする。

2 用語の意義

- (1) P T A等 教育環境の向上等を目的として学校等を支援するために組織されている団体で、P T A、地縁団体、部活動後援会等の団体並びに同様の目的で支援を行おうとする個人及び法人をいう。
- (2) 学校等 鈴鹿市立学校をいう。
- (3) 寄附等 学校等の教育環境の向上等を目的として、学校等に対してP T A等から自発的に寄附される金銭、物品、財産その他の寄附物件をいう。
- (4) 公費 鈴鹿市予算の編成及び執行に関する規則第11条の通知を受けたものをいう。
- (5) 私費 団体徴収金その他公費以外の金銭をいう。
- (6) 団体徴収金 P T A等が当該団体の会員から徴収した金銭をいう。

【参考】

※ 鈴鹿市予算の編成及び執行に関する規則第11条 財政課長は、次の各号に掲げる事項に関し、その内容を速やかに主務課長及び会計管理者に通知しなければならない。

- (1) 議会において予算が成立したとき。
- (2) 予算について、市長が専決処分をしたとき。
- (3) 地方自治法第177条第2項の規定により予算を計上したとき。

3 基本原則

- (1) 設置者負担の原則 学校教育法第5条の規定により、学校等の管理運営に係る経費は学校等の設置者である鈴鹿市の負担を原則とする。
- (2) 公費負担転嫁の禁止 地方財政法第27条の4及び地方財政法施行令第52条第2号の規定により、学校等の建物の維持及び修繕に要する経費は学校等の設置

者である鈴鹿市の負担を原則とする。

- (3) 寄附等の強制徴収の禁止 地方財政法第4条の5の規定により、学校等はPTA等に対し、直接であると間接であるを問わず、寄附等を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

【参考】

- ※ 学校教育法第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
- ※ 地方財政法第27条の4 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるを問わず、その負担を転嫁してはならない。
- ※ 地方財政法施行令第52条 地方財政法第27条の4に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 市町村の職員の給与に要する経費
 - (2) 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費
- ※ 地方財政法第4条の5 国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

4 責務

(1) 教育委員会の責務

- ア 学校等の独自性を考慮し、適正な予算の確保に努める。
- イ 学校等の実情を鑑みて、公費負担の平等・平準の確保に努める。
- ウ 学校等において適正な予算執行が行われるよう指導助言を行う。
- エ 学校等の管理運営にかかる経費に関して公費と私費の一般的な負担区分の基準を明確にし、その具体例を明示する。
- オ 学校等の管理運営にかかる経費の適正に関する学校等への指導助言を行う。
- カ 寄附等の受領に係る手続きについて具体的に明示する。

(2) 学校等の責務

- ア 鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱に定めるもののほか、財務関係諸規則に則り、適正な公費会計処理を行う。
- イ 関係法令、財務関係諸規則及び本指針に基づき、公費と私費の執行を適正に区分する。
- ウ 学校等の独自性及び実情を考慮し、適切な予算要求に努める。

エ P T A等からの寄附等の適正に関して、P T A等への指導助言を行う。

オ 団体徴収金会計の管理を学校等の職員が行うこととしている場合にあっては、当該会計の適正な執行を確保する。また、当該会計事務の縮減に努める。

(3) P T A等の責務

学校等に対して自発的な寄附等を行おうとする場合においては、関係法令、財務関係諸規則及び本指針に則り、適正な手続に努める。

5 P T A等からの寄附等の取扱いの原則

(1) 学校等は、基本原則、負担区分の判断基準等に適合するものである場合に限り、寄附等を受領することができる。

(2) 学校等は、(1)に適合する寄附等については、当該寄附等の種類に応じて次のとおり取り扱う。

ア 金銭については、公費への繰入を原則とする。

イ 物品については、鈴鹿市物品管理規則、鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱及び物品の廃棄処分に関する規則等の関係諸規則に基づき、受領、管理及び廃棄処分を適正に行う。

ウ 不動産については、その取得等に関する権限が原則として教育委員会に存しないことから、学校等においては取り扱わない。

エ ア～ウ以外の寄附等については、その実施主体を適切に判断した上で、教育委員会と協議の上、その取扱いについて決定する。

6 負担区分の判断基準

(1) 公費により負担するもの

ア 学校等の運営にかかる経費であって、学校等の運営の水準の維持に必要な経費

イ 学校等の施設の維持管理又は整備にかかる経費であって、学校等の施設の水準の維持に必要な経費

ウ 学校等の教育活動（部活動を含む。以下同じ。）にかかる経費であって、学校等の教育活動の水準の維持に必要な経費

エ 学校等の独自性（特色）の向上に資するために行う教育活動にかかる経費として公費により特に認めるもの

オ 学校等が設置する学校運営協議会その他これに類する委員会等の運営にかかる経費のうち、教職員以外の委員の活動費等として公費により特に認めるもの

カ 学校等が、又は学校等を代表して教職員が参加する関係機関、団体、研究会、

研修、大会等の負担金、会費、登録費等及びそれらへの参加に伴い必要な経費として公費により特に認めるもの

(2) 学校等の教職員が負担するもの

- ア 教育活動等において教職員個人の使用又は所有に帰する図書、用具その他物品にかかる経費
- イ 教職員が個人として参加する各種機関、団体、研究会、研修、大会等にかかる一切の経費
- ウ 公費により負担するものとして財務関係諸規則の規定に基づき支給される経費を超える一切の経費

(3) 児童生徒の保護者等が負担するもの

- ア 個々の児童生徒の所有物にかかる経費
- イ 教育活動に必要なものとして、個々の児童生徒に直接的利益として還元されるものの経費
- ウ 児童生徒の自主的活動にかかる経費
- エ 原因者負担を原則とする経費

(4) P T A等が負担するもの

- ア P T A等の運営に要する経費
- イ P T A等が主催する行事等に要する経費

(5) 私費による寄附等を受領することができるもの

- ア 特定の用途を定めずに、学校等の管理運営にかかる経費として自発的な申出のあるもの（金銭）
- イ 学校等の水準を超える運営、設備及び備品の整備並びに教育活動にかかる経費として自発的な申出のあるもの

7 報告及び指示

- (1) 学校等は、寄附等の申出があったときは、速やかに教育委員会へ報告し、その取扱いについて必要な指示を受ける。
- (2) 教育委員会は、(1)により報告を受けた場合には、速やかに学校等へ必要な指示を行う。
- (3) 学校等は、寄附等を受領し、又はその執行を終えたときは、速やかに教育委員会へ報告する。

8 情報公開

- (1) 学校等は、寄附等を受領し、又はその執行を終えたときは、学校等から保護者等への配布物（学校だより等）により、その執行の状況を公表するよう努める。

- (2) 学校等は、寄附等を行った P T A 等に対して、その執行の状況を公表するように要請する。

9 その他

- (1) 寄附等を受領した場合には、鈴鹿市教育委員会表彰規則に則った取扱いの徹底を図る。
- (2) この指針の運用に関して必要な事項は別に定める。

10 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 29 年 5 月 15 日改正

**P T A等学校関係団体からの
寄附等の取扱いに関する指針**

＜負担区分等ガイドライン＞

平成 2 9 年 4 月 1 日
鈴鹿市教育委員会

1 公費負担を原則とする経費

学校の管理運営，教育活動等に係る経費であって，学校等の水準の維持に必要な経費とし，これらは原則的に公費により対応するものとする。

区 分	概 要	詳 細
教育活動費	・学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費 ・生徒指導，進路指導等に必要な経費 ・子どもの心身の健康，安全に必要な経費 ・教務活動や学校運営・維持活動に必要な経費 ・部活動，児童・生徒会，文化祭，体育祭等の開催のための必要な経費	・授業等の教科活動，学校行事等特別活動のために職員に必要な教具，教材等 ・授業等の運営にかかる共用的なもの，または不特定多数の子どもに必要なものにかかる経費 ・進路指導や生徒指導にかかる共用スペース等整備，成績管理等にかかる情報管理等事務に必要な物品や消耗品費等，通信簿の印刷代 ・保健室に常備する救急医療薬等 【具体例】 「あゆみ」印刷，プリンタートナー，印刷機インク，ポスターカラー，画用紙，卒業生飾りつけ消耗品，卒業証書筆耕，卒業式・入学式等の生花，学級文庫書籍，はがき・切手（校用需要費にて購入・使用する範囲），受験願書とりまとめ送付用切手
学校施設 整備 維持管理 維持修繕	・学校施設の建設や備品の整備，保守管理や維持修繕に必要な経費	・校舎や体育館，グラウンドやプール等の学校施設の整備にかかる経費や維持管理・修繕経費 ・校内や敷地内の環境整備にかかる経費 ・学校施設内の給排水設備等設備整備や維持・保守にかかる経費 ・備品の整備や修理にかかる経費 【具体例】 園芸用培養土，花・苗・土代，ハチ駆除剤，にがり，施設設備上の防犯ブザー

学校管理 運営経費	・ 光熱水費等学校の管理運営 に必要な経費	・ 電気, 水道, ガス, 灯油等燃料代等 学校の管理運営にかかる必要な 経費
--------------	--------------------------	---

2 私費負担が可能なもの

保護者に負担を求めることの妥当性は、直接的な受益者負担や直接の原因者負担にあたるか否かを十分に検証し、判断しなければならない。

(1) 児童生徒の保護者に負担を求められるもの

区 分	概 要	詳 細
児童生徒の 個人の所有 物にかかる 経費	・ 児童生徒が学校や家庭のい ずれにおいても個人管理 し、使用可能な物にかかる 経費	【具体例】 制服, 体操服, 鞆, 名札等, 筆記用 具等個人用学習用具, 参考書, 辞書 類等, 生活科教材(こま, カルタ)
教育活動に 必要なもの として児童 生徒個々に 直接的利益 として還元 されるもの	・ 学校が行う教育活動の一環 で必要となる教材, 教具 ・ 児童生徒が参加して生ずる 利益が児童生徒個人へ還元 されるもの ・ 生徒指導や進路指導上にお いて児童生徒個々に直接還 元される経費	・ 授業において必要な教材費等にお ける個人に必要なものにかかる 経費 ・ 書道, 絵画, 調理実習等にかかる 材料費 ・ 修学旅行, 校外学習, 映画鑑賞等 への参加に必要な経費 ・ Q-U 調査代や CRT 検査代, 進路指 導等にかかる資料代 ・ 保険料, 給食費 【具体例】 総合学習見学講師謝礼, 人権誌「で あい」, 文化祭講師謝礼, ようこそ 先輩謝礼, キャンプ薪代, 受験願書 提出用切手, メール配信システム使 用料, 運動会参加賞, キャンプの保 険
児童生徒の 自主的活動 にかかる経 費	・ 部活動, 児童・生徒会活動, 文化祭, 体育祭等の開催に かかる一定水準を超えた経 費	・ 一定水準を超えた部活動の活動 費, 遠征費等, 運動会用レンタル テント, 演劇鑑賞代, 作品応募用 切手

(2) 原因者負担とできるもの

区 分	概 要	詳 細
原因者負担	・ 故意、過失を問わず個人や団体の責任に起因して生じた経費	・ 器物破損などにかかる修理費等

3 P T A等学校関係団体の運営等経費

区 分	概 要	詳 細
P T A等主催の行事等に要する経費	・ 事業や行事等が学校以外の主催・実施主体であった場合においてかかる費用	・ P T A総会等開催にかかる経費 ・ その他P T A等主体行事や事業にかかる諸経費 【具体例】 P T A活動中の保険, 奉仕作業にて使用するトラック借用謝礼
P T A等の運営にかかる経費	・ P T A等当該団体運営経費 ・ P T A等当該団体保有設備の運営管理にかかる費用	・ P T A等当該団体運営にかかる資料やコピー代等事務費や運営費 ・ P T A等当該団体保有設備や備品の保守管理経費 【具体例】 卒業記念品, P T A等任意団体にて使用する灯油

4 支出科目に注意を要するもの

講師謝礼, 手土産代, 切手, 餌, 学校運営協議会の看板作成費, 写真ニュース等

5 寄附金について

地方自治法の総計予算主義により, 寄附金を受領して支出を行う時は, 必ず事前に予算案について市議会の議決を受ける必要がある。(地方自治法第210条, 211条)

従ってP T A等からの寄附については, 「物品」を原則とする。

寄附金を受領する必要がある場合は, 事前に学校教育課と協議し, 予算の議決を受けた後に執行すること。